

基本法の概要

目的（第1条：犯罪被害者等の権利利益を保護）
犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を規定
国・地方公共団体・国民の責務、施策の基本事項を規定
犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進

対象（第2条：犯罪被害者等）
犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為）の被害者、その家族・遺族

基本理念（第3条）
犯罪被害者等は個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等の事情に応じた適切な施策を講じる
再び平穏な生活を営めるまでの間、途切れることなく支援を行う

国・地方公共団体・国民の責務、関係団体も含めた連携協力等（第4～7条）

基本的施策（第11～23条）

基本的施策

相談及び情報の提供等（第11条）
損害賠償の請求についての援助等（第12条）
給付金の支給に係る制度の充実等（第13条）
保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第14条）
犯罪被害者等の再被害防止及び安全確保（第15条）
居住及び雇用の安定（第16～17条）
刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（第18条）
保護、捜査、公判等の過程における配慮等（第19条）
国民の理解の増進（第20条）
調査研究の推進等（第21条）
民間の団体に対する援助（第22条）
意見の反映及び透明性の確保（第23条）



犯罪被害者等基本計画（第8条）

総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱
施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

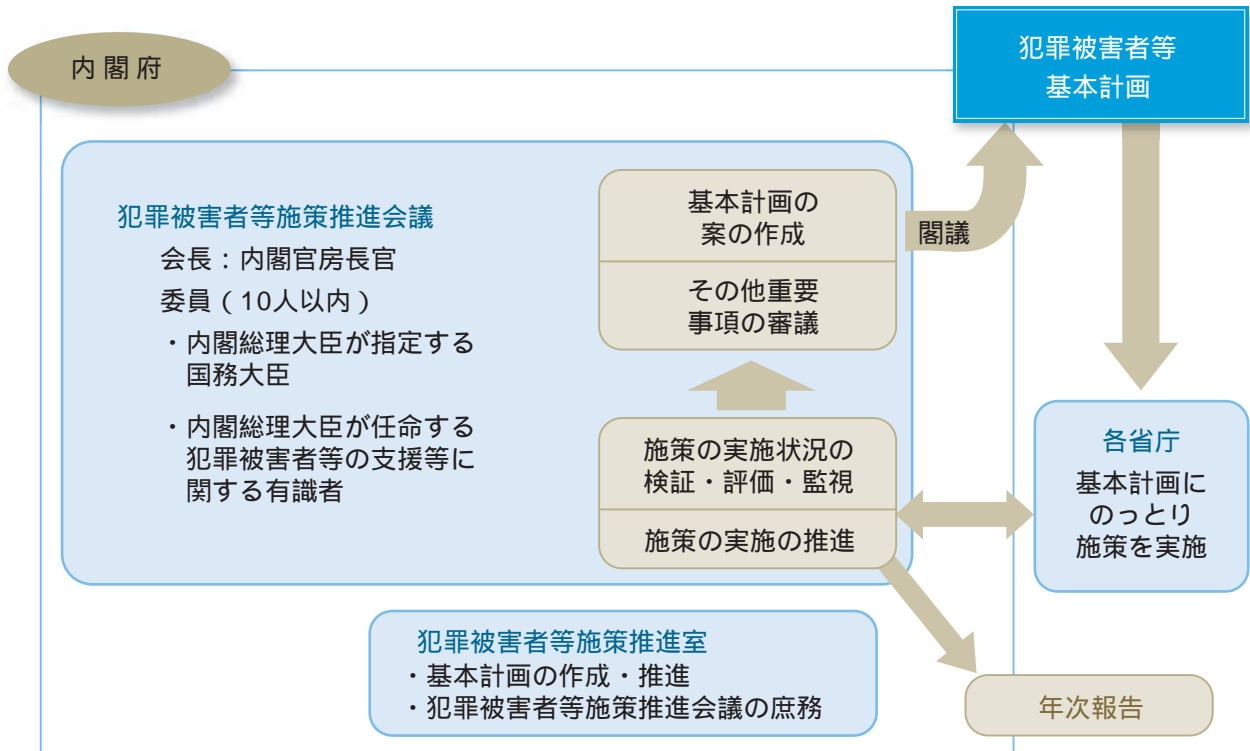
第2節 政府全体の推進体制の概略

犯罪被害者等施策推進会議

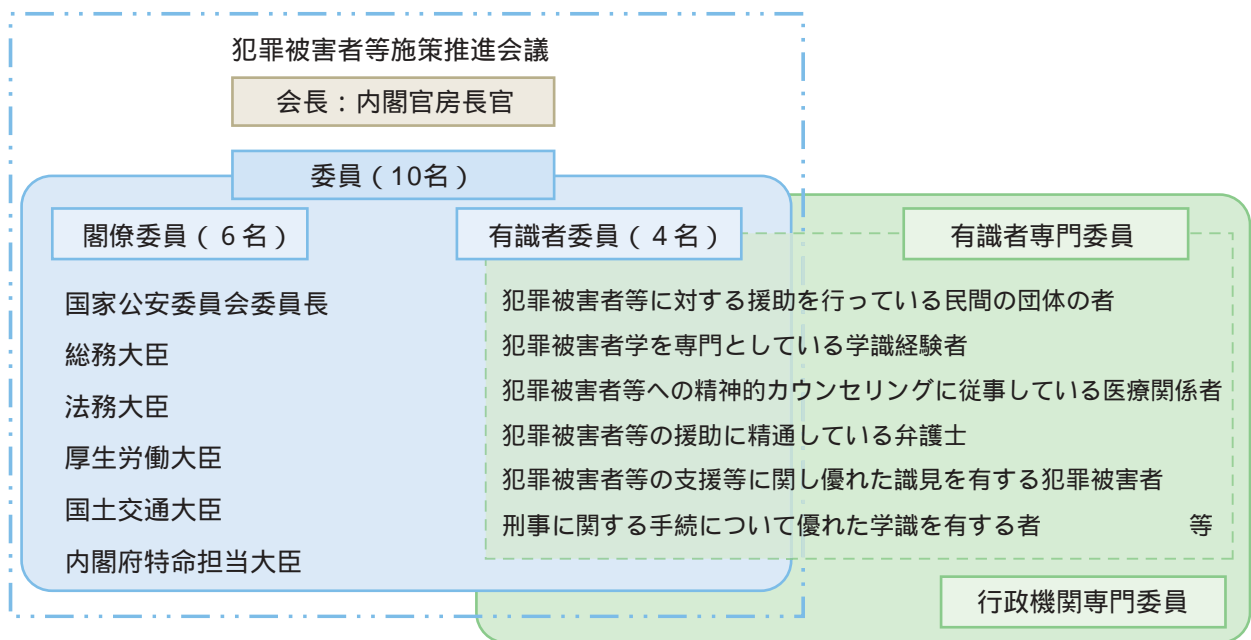
推進会議は、1 基本計画の案の作成、
2 犯罪被害者等のための施策に関する重要事項の審議、3 犯罪被害者等のための施策の実施の推進、4 犯罪被害者等のための施策の実施の状況の検証・評価・監視を

行う機関であり、会長（内閣官房長官）と委員10人（閣僚委員・有識者委員）から構成される。また、これら10人の委員のほか、関係行政機関の職員と有識者のうちから専門委員を任命することができることとされており、12人の専門委員が選任されている。

政府における犯罪被害者等施策の推進体制



推進会議の組織



基本計画推進専門委員等会議

平成18年4月、推進会議の行う基本計画の効果的な推進や施策の実施の状況の検証・評価・監視を補佐するため、推進会議の下に、基本計画推進専門委員等会議（以下「専門委員等会議」という。）が設置された。専門委員等会議は、基本計画に盛り込まれた258の

施策の実施状況などの総合的な監視を行っている一方で、「経済的支援に関する検討会」、「支援のための連携に関する検討会」、「民間団体への援助に関する検討会」（P17 コラム2「3つの『検討会』の最終取りまとめ」参照）の相互の連携と議論の整合性を確保する役割も担っていた。

専門委員等会議と3つの検討会

犯罪被害者等施策推進会議

犯罪被害者等施策に関する重要事項の審議。
 犯罪被害者等施策の実施の推進、実施状況の検証、評価、監視。
 [会長：内閣官房長官]
 【有識者】・【関係閣僚】

基本計画推進専門委員等会議（推進会議決定により開催）

犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた258の施策の実施状況、検討状況の総合的な監視。
 3つの「検討会」における調査審議を束ねる役割。
 [議長：山上 皓（国際医療福祉大学特任教授）]
 【有識者】
 【内閣府・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省の局長級職員】

（基本計画に基づき開催）

経済的支援に関する検討会

犯罪被害者等に対する支援を厚くするための制度のあるべき姿に関する検討。
 [座長：國松孝次（犯罪被害救援基金常務理事）]
 【有識者】
 【内閣府・警察庁・金融庁・法務省・厚生労働省・経済産業省の局長級職員】

支援のための連携に関する検討会

犯罪被害者等が、どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けることができる体制づくりのための検討。
 [座長：長井 進（常磐大学大学院被害者学研究科教授）]
 【有識者】
 【内閣府・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省の課長級職員】

民間団体への援助に関する検討会

犯罪被害者等を支援する民間の団体等に対する支援の在り方の検討。
 [座長：富田信穂（常磐大学大学院被害者学研究科教授）]
 【有識者】
 【内閣府・警察庁・総務省・法務省・厚生労働省の課長級職員】

犯罪被害者等施策関係省庁連絡会議

平成17年4月、基本法の施行に併せ、犯罪被害者等施策に係る問題について関係府省庁の緊密な連携を確保するため、犯罪被害者等

施策関係省庁連絡会議（以下「関係省庁連絡会議」という。）を随時開催することが申し合わされた。